

手術の施設基準に係る院内掲示
(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

【集計期間】 2024.1.1 ~ 2024.12.31

区分1に分類される手術	
・ 頭蓋内腫瘍摘出術等	10 件
・ 黄斑下手術等	11 件
・ 鼓室形成手術等	0 件
・ 肺悪性腫瘍手術等	13 件
・ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	147 件
区分2に分類される手術	
・ 靭帯断裂形成手術等	13 件
・ 水頭症手術等	21 件
・ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	4 件
・ 尿道形成手術等	1 件
・ 角膜移植術	0 件
・ 肝切除術等	64 件
・ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	18 件
区分3に分類される手術	
・ 上顎骨形成術等	23 件
・ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
・ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
・ 母指化手術等	0 件
・ 内反足手術等	0 件
・ 食道切除再建術等	2 件
・ 同種死体腎移植術等	0 件
区分4に分類される手術	
・ 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いた手術	958 件
区分5に分類される手術	
・ 人工関節置換術	375 件
・ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	75 件
・ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	39 件
・ 経皮的冠動脈形成術	35 件
うち、(急性心筋梗塞に対するもの)	8 件
うち、(不安定狭心症に対するもの)	5 件
うち、(その他のもの)	22 件
・ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
・ 経皮的冠動脈ステント留置術	176 件
うち、(急性心筋梗塞に対するもの)	44 件
うち、(不安定狭心症に対するもの)	21 件
うち、(その他のもの)	111 件